

第1回岡崎市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会議事録

1 開会の日時及び場所

平成27年4月27日（月） 14時10分

岡崎市福祉会館3階302号室

2 出席委員

木全 和巳 竹中 秀彦 大原 好夫 小原 淳 浅井 美智子

加賀 時男 大島 康司 山高 和人 小野塚 和子

3 欠席及び他分科会出席委員

古田 学 三浦 博幸 田中 浩之

4 出席事務局職員

障がい福祉課長 内田 次夫 同班長 岩城 和美

同主査 上野 麻里恵

5 議事の要領

事務局 開会 挨拶

事務局 次第にしたがいまして「3 委員紹介」でございますが、席上に配布を

させていただきました「障がい者福祉専門分科会委員名簿」により、委員紹

介とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様、3年間よろしくお願いいたします。

なお本日は、三浦委員は低所得者福祉専門分科会へ出席、古田委員は児童福祉専門分科会へ出席、田中委員は高齢者福祉専門分科会へ出席をさせていただきます。委員12名中9名出席ということで、過半数に達しておりますので、この分科会の審議については有効になります。

議事に入ります前に、議事録署名者2名の選出について、お諮りします。

事務局一任でご異議ございませんか。

委員 異議なし

議事録署名選出 加賀委員、山高委員

事務局 それでは、議事を進めさせていただきます。(1)会長・副会長の選出についてでございますが、まず、会長の選任につきまして、事務局案を發表させていただきます、委員の皆様の承認による方法で決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 異議なし

事務局 それでは、事務局案を發表します。木全委員に会長をお願いしたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

委員 異議なし

会長選出 木全委員

木全委員 挨拶

会長 それでは、副会長の選任につきましては、岡崎市社会福祉審議会運営規程

第5条に規程がありますので、会長が指名をさせていただきます。竹中委員

をお願いをしたいと思います。竹中委員よろしいでしょうか。

副会長選出 竹中委員

竹中委員 挨拶

会長 次第に従いまして、議事の(1) 報告第1号「第4次岡崎市障がい者基本

計画・第4期岡崎市障がい福祉計画について」事務局から説明をお願いします。
す。

事務局 報告第1号「第4次岡崎市障がい者基本計画・第4期岡崎市障がい福祉

計画について」冊子により説明

会長 ありがとうございました。自立支援協議会等々含めて、一緒に作られた方

も見えますし、話にもありましたように、3月に私たちにも説明があり、認

められまして、加賀自立支援協議会会長から市長さんの方へ報告をしていた

だいておりますので。皆様の方から何かこの件に関してありますか。重点課

題の4つが大事だよということと、最後に話された、地域の拠点のところは、

3年間かけて具体化をしてやらなければいけなくなりますので、自立支援協議会の方で委員会を作りますか、よそは、いろいろなやりかたを考えておりますが、岡崎市はどういう方向で拠点整備の案を作り、3年後に実現していくっていうのは、どのように考えていますか。

事務局 かなり委員さんが兼ねてやっただいていいる部分が多いので、自立支援協議会の中の地域移行支援専門部会の方で話ができると、という形で取り組んでいけたらと考えております。

会長 そこで3年間の流れを作りながら、1年目はこんな形で、自立支援協議会の本会議に持って行ったりだとか、こちらはここまで進んでいるよというかたちで、3年後には面的整備の中で緊急時の対応とか24時間の体制を含めた、国の条件をこういう形でクリアしていくというのが出され実現していくということでよろしいでしょうか。よろしくお願いします。皆様の方から計画について何かありますか。

委員 特になし

会長 次に(3)「障害を理由とする差別の解消の推進について」、まず理解しないと始まらないので、事務局から説明をお願いします。

事務局 (3)「障害を理由とする差別の解消の推進について」説明させていただき

ます。（資料により説明）

会長 私は、障害者差別解消推進法という本当のことを言っているのですが、国の方は解消法だと言い張るので、国は推進するくらいしかつもらがないので、でも、協議会どうするかとか、窓口が基本的にいりますよね、それから認定、これは不当な差別的な取扱い、合理的配慮をしないことも差別に当たります。どちらにあたるかは、どうでもいいことですが、基本的に差別という言葉がきついで、権利侵害の状況におかれたよとか、そういう行為があったよということで、窓口に申し立てがあるわけじゃないですか、それは、権利侵害差別なんだよ、不当な差別に当たるよ、合理的配慮をしてないことになるよ、では、誰が決めるのか。実際にそういう状況になった時には、その方の権利の回復をしなければいけない。誰がするのか。した当事者との間に入りながら、話を聞き、向こうはそのつもりはなかったとか言いますよね、調整をしながら、権利回復をお互い納得する形でしなければいけない仕組みで、結構大変だと思います。

豊田で子供の権利オンブズパーソンをしているんですね、ちゃんと子ども条例もあって、豊田市内の学校だとか放課後とかで、実際に権利侵害があった時の調査権限まで持っているんですね、市の方にも協力義務があるよと書いてあり、それでも、教育委員会との話だとか、学校の話をごどもの立場でしようと思う

と、これは条例があってもなかなか、実はすごく大変で、毎回こういう事件が起こると辞めたいなって思うくらい、心も体もすり減るんです。それが、障がいのある当事者、こどもを含めたところでの、差別的な取扱いを受けてるよ、この法律に基づいて何とかしてほしいよと、市の方に申出があった時に、国の方は、ものすごく曖昧な形で窓口を作りなさいよか、協議会を作って、啓発も含めてそうだし、回復もしなさいよって、読むと書いてあるんですが、でも市として税金を使ってちゃんとやるうえでは、やっぱり第三者性をもった、窓口は市の窓口でいいかもしれないですが、ちゃんとした認定だったりとか、権利の回復だったり、誰もが、大方の人はそれはおかしいよねと、だからちゃんと回復しなければいけないよねと、納得できる形で仕組みを作らないと、えらいことになる。それも税金使ってやった以上は、本人が特定できない形で、こういう申し立てがあったので、こういう形で第三者機関としては、市とも協力しながら調整して、権利回復しましたよという、報告義務もできてしまう。そんなことそんなに簡単にはできないと思いながら、国はやった方がいいですよという形。だけど差別はだめですよと理念だけは、おっしゃったので、そこを本当にどうしたらいいのだろうというのは、悩んでますよね。

事務局 事務局としましては、利用者への取り組みに関する国からの指針が出てこ

ないと、まったくわからないという状況で、それが出てからどのように動くのかなと、豊田市にも聞かせていただいているのですが、それを見てからという形では、豊田市も同じですね。ですから、現状では差別をしてしまう、差別を解消する、合理的配慮をしたことが差別になってしまうと、これはどうしたらいいかわからないという状況ですので、障がいをお持ちになっているのが、手帳をもっている、又は介護保険で手帳はないけれどももっておられるかた、といろいろありますので、総合的に考えていかないといけないのかなと思っていますので。手帳があれば障がいの関係で出るのではなくて、骨折していればその時は障がいですので、そういう状況を踏まえながら、国がどんなふうに出してくるのかなと待っている状況です。

会長 国がぎりぎりに出してくると、あわてるのではないですか。

大原委員 審査をするところがどこかということで、第三者機関とか対応策についてきめ細かいところまで、慎重にやらないといけない。大事なところだと思いますが、行政機関ということでなく、個人の店とかだと、個人ということになると全般的な理解というか、正しい理解がね。

会長 愛知県の条例づくりに私が参加したときには、うまく自立支援協議会を使おうという設定にはした。そこに必ず、権利擁護部会を設けていただいて、権利

擁護部会でよく話し合っていたきながら、という設計だとお金もそんなに
からないし、何とかなるのかな。でもここで、権利擁護部会から上がってきた
具体的な事案の判定をする。既存の仕組みを使ってもよいと、法律を読むと書
いてある。新しく作らなくてもね、基本方針に書いてありましたよね。でもそ
れは、荷が重いなとか、弁護士いないよなとか。

事務局 事務局としては、対応については、審議会の方をお願いをさせていただ
いて、協力はしていただけたらと、それ以外の部分については、個別に考えて
いかなければならないと、その中で、変更は出てくると思いますが、1年後
に変更、変更という状況になってくると思いますが、他市の状況を見ながら検
討していくということで、お願いしたいです。

竹中委員 課としては、大枠というか、骨組みは、何となくはあるのですか。

事務局 まだありません。だた、自立支援協議会の中でも協議をしていただいて、
個別支援専門部会とか地域移行部会、その他にもこどもの関係とか、いろい
ろな部会もございますので、全部の部会で協議をしていただきたいと考えてい
ます。

会長 行政向けのものが出されていますよね、差別禁止部会の意見という100ペ
ージくらいのものがあり、ああいうものを読み込みながら、どこまで一地方自

治体としてやれるのかなというのはありますよね。

事務局 労働基準法とかいろいろありますので、いろいろな法律部分が変わってく
ると思いますので、その部分を踏まえて、来年スタートでございますけど、正
直言って今年度中にできると思っていません。国は、努力義務としております
が、できる限り市民に対してわかりやすいようにしないといけないと思います。

あまり細かく作ってもわからないので、その辺大変難しい部分です。

会長 市民向けのQ & Aも出ていて、そういうことも含めて、たぶん自立支援協議
会のメンバーもここも、よく学びながらやっていかないと、ということは確か
にあるかと、でも来年から施行された時に、障がいのある当事者の人たちは、
どんどん訴えてくるわけですよ。この法律に基づいて、その時に適切な対応
は、しなければいけない。

竹中委員 その時の判断がとても難しい。県社協に苦情解決の窓口がありますが、
何が、どこまでが苦情なのか判断がとても難しい。そこで、事務局の方々が、
いろいろとされるのですが、やりとりが実感がわからない。苦情でさえ、そうな
んだから、合理的配慮がされている、されていないという情景というかその
ところが伝わってこないともっと難しい。

事務局 また、次回開催の時に、出ていれば、ある程度のことを途中、途中でご

報告させていただきます。

竹中委員　あまり、よく勉強していませんが、市町村には窓口を作りなさいという

ことを言っているわけですか。既存のものでもいいから協議会を作りなさいと

いうことも、普及啓発をしなさいということも言っているわけですか。

会長　普及啓発だけじゃないんですよ。調整会議も、17条かな、勉強してます。

竹中委員　それは悩ましいですね、誰がやるんですか。事業者がやるんですか。

事務局　全国で行きますと、自立支援協議会は100%出来上がっているというこ

とではないですから、当然ながら、専門部会はないところもあります。そう

いうことを踏まえて、努力義務ということで、まだ、うたってはいないんです

ね。基本的に民間事業者がやらなければならないことについては、当然ながら

行っていく。または、市民に対しては周知をしていくということは、十分必要

性がございますので、この分については進めていくということで、こういうも

のが出来上がるよということは、まずは進めていかないといけないかなという

ことです。まだ、市民に対して普及はしておりませんので。

会長　千葉は、早くから作ったんですが、千葉県なんかは、あまり事例があがって

きていません。今一番きちんとしているのは、さいたま市だと思います。さい

たま市がとても素敵な条例を作り、そこで第三者委員をきちんと置いて、

進めています。こどもは比較的やりやすいです。誰も反対しないので。障がい
は、なかなか多様なので、ここに法律の専門家とかいろんな形で判断に関わり
ながら、進めていくというのは、相当な覚悟と力量が必要だなと思います。で
も、やらなければいけない。今日はここまでですかね。

事務局 今日はこの程度ということをお願いしたいです。

会長 今日はこの程度とします。でも、当事者の立場からするとね、きちんと理念
通りやっていただきたいということはあります。

大原委員 当事者の中には、4月が待ち遠しいというところも中には当然出てくる
と思いますので。

会長 ということで、大変な3年間になると思いますが、計画を実現していくほう
は、楽しいかもしれませんが、差別解消法の方はしっかりお願いしますね。

以上で終了しまして、事務局にお返しします。

事務局 閉会 3年間よろしくお願いします。

5 閉会の日時

平成27年4月27日（月） 15時